

# 分担された実施行為に対する特許間接侵害規定の適用と問題点

## The Application of Indirect Patent Infringement to the Divided Claim Infringement

潮 海 久 雄\*  
Hisao SHIOMI

**抄録** 分担された特許実施行為，とりわけ，プログラム，共同直接侵害の場合，教唆行為，修理行為，試験・研究の場合，国外での分担行為がある場合に，間接侵害規定を中心とする特許法の法理の適用とその効力の制限を検討する。

### 1. 問題の所在

特許権は元来，不法行為と異なり，物権的に構成されている。すなわち，特許権侵害は，被告の実施行為以外の行為態様や主観的態様を特に考慮することなく，クレームと被告の実施態様（2条3項）を比較して侵害を判断すれば足りる。

実施行為の予備的行為を差止める必要性が生じたため，わが国特許法において，専用品に関する間接侵害規定が定められたが，それはクレームを拡大する趣旨ではなかった。さらに，他用途がある場合にも，一定の要件で侵害への寄与行為を差止める必要性が生じたため，平成14年改正において，101条2号，4号が創設された。

しかし，そもそも，実施行為に至るまで，さまざまな準備行為，予備行為，幫助行為，教唆行為等があり，またクレームに書かれている実施行為は多くの分担行為が積み上がったものである。特許法上の直接侵害規定および間接侵害規定が規律できるのはその一局面にすぎない。これらの行為に対して，間接侵害規定のほか，共同直接侵害，道具理論などの特許法上の法理によってどのように規律すべきか，また過保護にならないかが問題

となりうる。

本稿は，以上の問題意識から，近年わが国および欧米で問題となっている，以下の四つの行為態様を取り上げる。

第一は，平成14年法改正において，コンピュータ・プログラム等を特許の保護対象として「物」と定義し，インターネットを通じた提供も実施行為に含めた（2条3項1号）。あわせて間接侵害規定が専用実施品だけでなく寄与侵害も含めた。このように差止うる行為の範囲が準備や教唆行為にまで拡大したことにより生じる問題にどのように対応すべきかである。

第二は，複数の侵害者によって，実施行為を分担する場合，実施行為以外の行為をどのように規律すべきかを検討する。方法の特許において中間生成物など実施行為を時間的に承継したと評価できる場合と，ネットワーク上のシステムに関する特許で問題となる共同直接侵害を，どのように解すべきだろうか。

\* 筑波大学ビジネス科学研究科 助教授  
Associate Professor of Law, Tsukuba University

第三は、修理行為や試験・研究に対する予備行為である物の供給等に対して、間接侵害規定をどのように適用すべきかである。

第四は、実施行為の一部分担行為が国外で行なわれる場合に、間接侵害規定および直接侵害の規定をどのように適用すべきかを検討する。

これら四つの問題点についての比較法的検討をとおして、特許法の間接侵害規定等の機能を明らかにし、その効力を限定する法理の必要性および可能性を提示したい。なお、本稿では、特許権者を X、部品<sup>1</sup>を供給する間接侵害者を Y、直接侵害者を A と表記する。

## 2. プログラムに関する問題

プログラム等の場合には、以下の3点において、間接侵害規定の適用範囲が拡大される。

### (1) Y の供給する「その物の生産に用いる物」および「その方法の使用に用いる物」<sup>2</sup>の拡大

(i) わが国の平成14年改正は、特許法上の「物」の発明に、プログラム等を含め(2条3項1号)、また、プログラム等の発明の実施に電気通信回線を通じた提供を含めた(2条3項1号、4項)。これにより、プログラムの媒体、ネットワークによる提供行為について、間接侵害規定を適用するまでもなく、端的に直接侵害行為を問えることとなった。

これに加えて、Y の供給する「その物の生産に用いる物」および「その方法の使用に用いる物」が、プログラムの構成要素の一部であるモジュールも含むため、間接侵害規定により実質上モジュールも独立に保護される可能性がある<sup>3</sup>。このように、101条にいう「その物の生産に用いる物」の拡大を通じて、有体物以外のデジタル情報ははじめとする無体物にもわが国の間接侵害規定(101条)が適用される契機となりうる。

とりわけ、プログラムは、電子計算機に対する

指令(2条4項)と定義され、プログラム等は、電子計算機による処理の用に供する情報でプログラムに準ずるものを含み(2条4項)、機能が重要である情報と理解できる。そうだとすると、プログラムやモジュール等の提供行為は、ノウハウ等の情報の提供、さらには教唆・幫助行為に近接する。このような、本来「その物の生産に用いる物」という有体物には含まれないはずの情報や準備段階の行為も差止められる可能性が生じている。

(ii) 古くは、侵害する機械(device)をインストールするための製図(drawing)がYの供給する「生産にのみ用いる物」にあたるかが議論されていた<sup>4</sup>。欧州共同体条約(Community Patent Convention)の多数意見は「生産にのみ用いる物」に無体物を含めない<sup>5</sup>。その理由は、欧州共同体条約26条2項後段は、アメリカ法と異なり、教唆行為に関する独立の規定ではなく、むしろ汎用品における間接侵害の成立について厳格な要件を課したものと理解されるからである<sup>6</sup>。現時点で、欧州は、コンピュータ・プログラム自体の特許適格性を認めていない<sup>7</sup>。また、ドイツ特許法の立法趣旨<sup>8</sup>およびドイツの裁判例は、設計図の作成・提供<sup>9</sup>、実施行為の企画<sup>10</sup>、ラジオ販売のための審査番号獲得<sup>11</sup>などの準備行為を実施行為に含めていない。

これに対して、アメリカ法はもともとプログラムを特許法の保護対象となりうるとしている<sup>12</sup>。さらに、Yのノウハウ供与や製図も教唆行為(inducement)に該当しうる<sup>13</sup>。

(iii) 確かに、わが国特許法における「その物の生産に用いる物」の文言には制約はなく、また、ノウハウ等も101条の特許発明の本質的要素ないし、発明による課題の解決に不可欠なものとなりうる。また、ディスク等の媒体に化体したプログラムは「物」に該当し、プログラムそのものは「物」にあたらぬとして区別するのは不合理である。しかし、ノウハウ一般を「物の生産に用いる物」

に含めることは、間接侵害規定、寄与侵害規定が、教唆規定・幫助規定の代用として機能するおそれがある。したがって、現行法上は、101条の「物」に、ノウハウ、製図、サービスを含むべきではないと考える。

もっとも、わが国特許法が、「その物の生産に用いる物」にソフトウェアを含め、インターネット上の実施も念頭においている以上、実質的にはサービスに対する差止と同等の効果が生じうる。

## (2) 実施行為の拡大

プログラム等を物の発明に含め、複製の容易なモジュール等も101条の「その物の生産に用いる物」に含めたことは、プログラムの提供という予備段階の行為も間接侵害規定により差止められることを意味する。この問題が顕著に表れたのが、[一太郎控訴審]<sup>14</sup>である。知財高裁は、101条4号にいう「その方法の使用に用いる物」は、その物（パソコン）自体を利用して実施することが可能である物に限定し、当該物（パソコン）の生産に用いられる物（プログラム）の製造、譲渡は含まれないとしている。つまり、間接侵害の間接侵害について、文言上は限定がないため間接侵害となりうるが、知財高裁は方法の実施に直接用いられる物に限定している。

しかし、[生体高分子控訴審]<sup>15</sup>は、プログラムの記録媒体（CD-ROM）が分子探索方法の発明の「実施にのみ使用する物」に該当するとしており一見矛盾している。さらに、[一太郎控訴審]の判示に従うと、ネットワーク関連の特許において、個々のユーザーのパソコンの使用行為のために提供されるプログラムも「その方法の使用に用いる物」に該当しなくなる<sup>16</sup>。また、パソコンへプログラムをインストールする行為や送信行為のみで容易にパソコンが「生産」され、プログラムが中間物質として理解される。ここで、後掲[スチロ

ピース]判決の中間物質に関する判示によれば、方法の工程の承継がなされうるし、また、後掲[電着画像]判決によればAをYの道具とみることができるため、直接侵害が成立するはずである。そこで、間接侵害規定の効力を限定する法律構成が必要となる。

## (3) 教唆・幫助行為への拡大

わが国では、教唆規定が正当なビジネスへの萎縮作用を及ぼすおそれがあり、ネットワーク上で教唆行為がわが国ではまだ問題となっていないとして見送られた<sup>17</sup>。教唆行為の差止めの効果が、広告などをやめることのみである場合には、その効力は強力とはいえない<sup>18</sup>。

しかし、今日、ネットワーク関連発明においては、ソフトウェアをインターネット上に提供するだけで間接侵害が成立し、実質上教唆・幫助行為と評価される行為を間接侵害規定にとりこむ結果となりうる。P2Pファイル共有技術に関する米国のGrokster判決<sup>19</sup>は、P2Pのソフトを配信する行為が、意図に関する証拠から教唆行為にあたると評価している。

米国の裁判例では、Yの教唆行為の重要性と、教唆行為に要求される意図の程度が相関関係にある。すなわち、Yが直接侵害の場合はYの意図が不要であり、Yが侵害を惹起した場合は行為に関する認識、Yが幫助した場合は行為の認識かつ特許侵害の意図が各々必要である。これに対して、Yが単なる製品の販売の場合や非侵害用途が多い場合には、単なる融資など積極的意図なしで教唆が成立すると、教唆規定が寄与侵害の規定を無にするおそれがあるため、教唆の意図の要求水準を高く設定している<sup>20</sup>。

P2P技術は汎用技術ではあるが、その大部分が著作権侵害行為に容易に用いられ、宣伝もなされているため、教唆規定における意図の要求水準は

低いと考えられる。その結果、教唆規定の執行がプログラムの提供にまで及ぶ場合には、被告のビジネスに大きな影響を及ぼす。

#### (4) 効力限定のための解釈論

(i) 間接侵害規定は、特許権者に非特許部分に対する差止め、かつ準備行為の段階で差し止めを認めている。このこととの均衡上、一般の不法行為の場合よりも部材の取引の安全を重視すべきである。特に、アメリカ法下では独禁法による規制や特許権の濫用 (patent misuse) が考えられる<sup>21</sup>が、わが国ではこれらの主張がなされることが少ないため、特許法の解釈の枠内で、競争政策的な考慮が強くなされるべきである。

中性品における間接侵害の場合 (101 条 2 号, 4 号), 直接侵害のように単に特許発明のクレームと被告の実施態様を比較するのではなく、Y の行為と A もしくは A の行為との関連性が考慮される。つまり、間接侵害規定においては、Y による実施行為以外の Y の行為態様が考慮されており、従来の物権的構成と離れた不正競争法的な発想が見られる<sup>22</sup>。

(ii) 間接侵害規定の効力範囲を制限するための解釈論として、第一に、「その物の生産に用いる物」はプログラムのような無体物を含まないとして、物の発明の概念の定義規定 (2 条 3 項, 4 項) との概念の相対性を認める考え方がある。しかし、これはモジュール等も含むことを念頭に置いて平成 14 年改正の趣旨に反する。また、プログラムも CD-ROM 等の媒体に入ると、有体物としての「物」と解釈せざるをえない。

第二に、物を生産する方法の発明 (2 条 3 号) において当該方法から直接生産される物に限定する<sup>23</sup>のと同様に、間接侵害規定においても、101 条 4 号にいう「その方法の使用に用いる物」は、その物自体を直接利用して実施することが可能で

ある物に限定する法律構成 (前掲 [一太郎控訴審]), ないし、このような行為を準備行為として排除するドイツ法の法律構成 (2 (1) (ii) 参照) が考えられる。パソコン→元のワープロソフトの媒体→プログラムという無体物と、間接侵害規定による差止・廃棄請求の範囲が、因果関係のみで無限に広がることから、執行の範囲を限定すべきであろう。

確かに、プログラムを入れた媒体とパソコンは物として別個であるため、執行の範囲はプログラムの媒体まで及ぶべきでないとして一応区別する。しかし、デジタル情報の場合には実質上同一の物を容易に複製しうるため、インターネット上での情報の媒介主体は全て責任主体となりうる。また、情報や機能が実質上同一で物としての区別が不明確な場合や、準備行為・帮助行為と実施行為の区別が不明確な場合が生じうる。

第三に、実施行為の準備行為は、その因果関係のみを問題とすると、その範囲は際限なく広がりうる。そこで、因果関係のみならず、Y に帰責させる要件として Y による一定の寄与行為を必要とする。この場合、Y の行為が発明の全工程ないし発明の要素の中で重要な行為か否かという規範的判断を行わざるを得ない。しかし、プログラム等やインターネットに関する実施行為の場合、間接侵害規定の適用にどの程度の寄与行為が必要なのか不明な場合も多い。

第四に、「その物の課題の解決に不可欠なもの」の要件に該当しないとする考え方がある。本来、本質的部分とは、当該部材と発明が実質的に関連していることにより、特許権者 X の発明が当該部材の市場を創出し、それにより Y が利益を得たことが示されるという趣旨であろう。もっとも、本質的部分という要件は、特許発明にかかわらない事業者や特許製品全体の購入者にとって予測不可能であり、また、発明を意図するいかなる手段

も何らかの形で本質的要素と関連しうる。つまり、クレームに含まれる要素は全て発明を特定するために必要不可欠な要素である(特許法36条5項)<sup>24</sup>。ドイツの学説上争いがあるが、近時のドイツ最高裁判決は、本質的要素に、公知技術も含みうるとして、広く解している(後掲4(2)参照)<sup>25</sup>。

これに対して、わが国の平成14年特許法改正で、101条2号、4号に「発明による課題の解決に不可欠なもの」という要件が入っている。その趣旨は発明にとって重要な部分を表すのを具体化したものである。裁判例は、「従来技術の問題点を解決するために、当該発明が新たに開示する、従来技術にみられない特徴的技術手段を直接形成する部材」としている<sup>26</sup>。これは発明の構成要素以外で物の生産や方法の使用に用いられる道具・原料なども含まれるが、他方で、発明の構成要素であっても、課題とは無関係に従来から必要とされていたものは含まない<sup>27</sup>。しかし、パソコンの準備段階としてのプログラム、ないしネットワーク関連発明でのソフトウェアは、通常、発明の課題の解決に不可欠なものと認定される。

第五に、執行の段階で、差止請求・廃棄請求の範囲を限定する手法である。わが国特許法旧101条は専用品のみを間接侵害の対象としていたが、新101条2号、4号は、物・方法が他用途を有する場合も差止めの対象となっている。この場合、原則として、当該特許発明を実施するための必須部分のみ差止・廃棄請求を認めるべきであるし、また、購入者Aが侵害用途のために使用しないことを確保するのに十分な措置が、供給者Yによって行われない限度においてのみ差止・廃棄請求を命ずることになる<sup>28</sup>。たとえば「侵害用途に用いるためにYは当該部材を無権限者に供給してはならない」と判決することが考えられる。共同直接侵害の場合は、必須のシステムに対する差止め請求のみ認めておけばYAの共同直接侵害を排除で

きる。将来の予防の請求について判決主文は、「共同して・・・を使用してはならない」などが考えられる<sup>29</sup>。但し、必須部分と他の部分が密接不可分であったり、将来の侵害のおそれが明らかな場合などには、製品全体の差止・廃棄請求を命ずる場合もある<sup>30</sup>。たとえば、教唆規定における差止・廃棄請求の範囲は、汎用品は譲渡自由が原則である以上、薬自体の供給の差止めよりも薬の処方箋の削除のみを認める方が適切である<sup>31</sup>。

但し、インターネット上のプログラムの提供などが機能的には教唆・幫助行為と同視できる場合でも、寄与侵害行為と評価してプログラムそのものの提供が差止められる場合もありうる。

### 3. 実施行為の分担

#### (1) 物の発明の事例

ネットワーク上の分散処理において、複数の行為主体ないしサーバー(YとA)が実施行為を分担する場合に、特許法上複数人(Y・A)の行為を一体として把握し共同で「実施」したとみることができるか、という形で共同直接侵害の成否と要件が問題となる。

共同不法行為責任との均衡から、加害者であるYとAに一定の結合関係、すなわち、客観的に一個の共同行為があると認められること(客観的関連共同性)で足りるとする考え方<sup>32</sup>もある。しかし、特許発明の一部の公知技術を実施したにすぎない場合でも、たまたま他の主体と組み合わせさせて特許権の侵害となりうるのは酷であるため、少なくとも、他の関与者が分担して全体で発明を実施しているという認識が必要である<sup>33</sup>。さらに、間接侵害規定を無意味にしないためにも、間接侵害規定と同等に近い要件が必要であり、特許権侵害をしているという認識まで要求すべきであろう<sup>34</sup>。確かに、物権的構成を採用している実施概念に主観的要件を持ち込んでよいかは問題であるが<sup>35</sup>、

共同直接侵害は、特許クレームの直接侵害より拡大した部分と評価できるため、主観的要件が必要であろう。

もともと、共同直接侵害を認めてもこのような厳しい主観的要件を要求する場合には、ネットワークシステムに関わる特許発明について、通信線、プロバイダ、アクセスする多くの顧客など全ての共同意思が必要となり、現実には共同直接侵害を問うことは困難である<sup>36</sup>。

この点、アメリカ特許法 271 条 (a) は、all elements rule を採用し<sup>37</sup>、クレームの全ての要素を実施している場合にのみ特許権侵害が成立するため、少なくとも一人の主体が特許発明全体を実施しているとクレームで構成することが必要である。また、教唆規定、寄与侵害規定を無意味にすべきでないという趣旨から、現実には共同直接侵害はほとんど認められていない<sup>38</sup>。たとえば、Dynacore Holdings Corp. v. U.S. Philips Corp., 363 F.3d 1263 (Fed. Cir. 2004)<sup>39</sup>では、12 以上の被告のうち 3 つは LAN 上にないため直接侵害が否定され、実質的な非侵害用途が存在するため、Sony 最高裁判決<sup>40</sup>が援用され、寄与侵害が否定されている。

## (2) 方法の発明の事例

(i) [スチロピーズ]<sup>41</sup>は、中間物質の製造工程が方法の特許発明と異なる別個の方法の場合には、当該中間物質は 101 条 2 項にいう「発明の実施にのみ使用する物」に該当しないとする。

他方で、[スチロピーズ]は、教唆行為の前提となる直接侵害行為について、材料を提供された者が特許方法を実施する場合のほか、①中間物質に特許方法のその余の工程を加えて最終物質を造る場合には、中間物質に具現された工程の結果を承継利用し、自ら全工程を実施していると評価している（工程の承継）。また、傍論で、②A に一部の工程を請け負わせ、自ら他の工程を加えて全工程

を実施する場合、③数人が工程の分担を定め、共同して全工程を実施する場合には特許権侵害を構成するとする。

(ii) 東京地判平成 13 年 9 月 20 日 [電着画像]<sup>42</sup>は、被告製品の製造時点で、購入者である文字盤業者によって発明の最終工程がなされ、裏面の剥離紙をはがされて文字盤等が貼付されることが明らかでない場合、Y は購入者 A を道具として全工程を実施していると同視できると判示した（以下道具理論と略する）。この道具理論は「実施」の主体性概念を緩めている。確かに、前掲 [スチロピーズ]などのように、Y・A 間で一定の結合関係（構成要件の一部を下請けしている場合やジョイント・ベンチャー、分社化）や主観的関連共同性は存在しないが<sup>43</sup>、Y の行った工程が当該発明の重要部分であり、A は貼付するのみであるため、道具理論が用いられたと評価できる。

これに対して、[電着画像]の事例を道具理論ではなく、間接侵害で法律構成すべきとする考え方がある<sup>44</sup>。敷衍すると、電着画像を付着する最終工程のみを行う A につき、電着画像を作成する工程を行う Y とあわせて直接侵害を行ったと構成し、従属説に立ったとしても Y に対して間接侵害が成立すると法律構成する。

本来特許権者 X の方法発明の全工程を直接侵害者である A が実施する必要があり、本件では A は最終工程のみ行っているにすぎないため、この法律構成には無理があると思われる。

しかし、Metabolite Laboratories, Inc. v. Laboratory Corporation of America Holdings, 370 F.3d 1354 (Fed. Cir. 2004)では、A（医師）はテストの分析（assay）結果を用いて、病気との関連づけ（correlating）を行っており、A は方法の発明中の、全工程を実施していないにもかかわらず、Y の間接侵害の前提として、A（医師）の直接侵害行為が認定されている。また、前記 [スチロピーズ] 判決の①（工

程の承継)も同趣旨のことを述べている。重要な行為はYが行っており、Aの行為は必然であるためこの法律構成が許容されうる。

なお、アメリカの裁判例では、侵害主体が複数の場合に、AをYのagentと構成してYの直接侵害を認めた裁判例<sup>45</sup>があり、道具理論と類似する。しかし、AY間に意思連絡も委託関係もない場合はagencyの関係を認定できない。

### (3) クレームの書き方

前述のとおり、一つの主体が全ての実施行為を行う形でクレームを書かなければ、共同直接侵害を問うことは困難である。また、特許権者は、分散された多数の直接侵害者よりも、集中化された主体に対して差止請求を執行しようとする。したがって、たとえば、クライアント・サーバーシステムに関する発明の場合、サーバーを主体として請求項を書く。但し、サーバーを国外に置いた場合侵害を容易に回避されるため、クライアントを主体とした請求項を加えることが考えられる<sup>46</sup>。

### (4) 法律構成間のバランス

[電着画像]の事例を、Yが主な工程を行っている場合は、むしろ、クレーム(YとAの実施)の均等の範囲内として構成する考え方がある<sup>47</sup>。すなわち、Yが生産する製品が特許発明の文言(YとAによる実施)と異なり、Aが業として実施していない場合でも、本質部分をYが行っている場合には、同一作用効果、置換可能性、容易相当性の要件が肯定される。

このように、[電着画像]は、同一の事例について、道具理論、間接侵害、均等論で法律構成しうる。また、共同直接侵害の要件について、間接侵害規定との整合性が問われた(3(1)参照)。現代の特許発明の大部分は既存の要素の組合せであり、特に汎用品の製造・販売のみで特許権侵害で差止

められるべきでない。また、間接侵害規定の「課題に解決に不可欠なもの」の要件は、均等論の第一要件(本質的部分)と趣旨が類似する(東京地判平成13年5月22日判時1761号122頁[コネクタ配線装置])。これらの法理は、クレームの範囲を拡大する機能を有する点で共通するが、同じ事実に対して法律構成によって要件等に大きな相違があることは望ましくない。さしあたり考慮すべき点は、YA間の人的関係よりも、Yの侵害行為とAによる結果発生との因果関係およびYが実施行為のうち重要部分に寄与しているかである。

## 4. 修理行為および試験・研究の予備行為

### (1) 従属説と独立説

Yに対する間接侵害が成立するためにはAによる直接侵害行為が成立するが必要かが議論され、欧米で立場が分かれている<sup>48</sup>。独立説の効果は、修理行為ないし試験・研究にあたるとして実施が可能となったAが、Yからではなく特許権者Xから非特許部品の購入を強制させられる効果を有する。

### (2) 修理行為

Aが特許権者Xから特許製品全体(たとえば浄水器)を購入すると、当該特許製品全体に関する特許権は消尽する。その後Aが、当該製品の消耗部分・交換部品(カートリッジなど)を特許権者X以外の第三者Yから購入して、特許製品全体の価値・効用の維持を図ることが「修理」として許されるのか、それとも特許製品全体の「再生産」として許されないのかが議論されている。

(i) アメリカ法下では、Aro Mfg.Co. v. Convertible Top replacement Co., 365 U.S.336 (1961) [Aro I]以来、Everpure, Inc. v. Cuno, Inc., 875 F.2d 300 (Fed.Cir.1989) (浄水機のカートリッジの事例)、

FMC Corp. v. Up-Right, Inc., 21 F.3d 1073 (Fed. Cir.1994), Jazz Photo Corp. v. ITC, 2001 U.S. 264 F.3d 1094 (使い捨てカメラ) などいずれも侵害を否定している。黙示の許諾 (implied license) または消尽 (exhaustion) により特許製品全体の譲渡によって特許権が消尽する場合は、非特許部材・交換部品の供給は侵害とはならない。但し、アメリカ法の場合は消尽の原則は強行規定ではなく、XA間で製品全体について再使用の禁止を表示した場合などは当事者間の契約が当事者の意図を推定しているとして override され侵害となる<sup>49</sup>。

近年、ドイツ連邦裁判所は、BGH v.4.5.2004=GRUR 2004, 758- Flügelradzähler<sup>50</sup>において、消耗品の交換の問題について、以下の点を判示した。

まず、ドイツ特許間接侵害規定 (10 条) にいう、手段が発明の本質的要素と関連する場合とは、当該本質的要素と機能的に共同して発明思想を実現するのに適している場合をさす。この共同して発明思想を実現する手段には、当該発明装置のエネルギーのように発明の利用に用いられるものの発明の技術的発現に寄与しないものは含まれないが、クレームの構成要素は、通常発明の本質的要素にあたるためこれに含まれる。他方で、特許発明クレームの全ての特徴が公知技術でありうるため、交換部品が公知技術の場合にも本質的要素にあたりうるとした。

次に、修理か生産かは、特許発明の性質および、発明を利用する特許権者の利益と購入者の利益の衡量により、全体の結合が重要である。具体的基準として、①特許発明製品の耐久期間中に通常頻繁に当該部品の交換がある場合は「生産」とみとめられにくく、②当該部品の交換により、発明の技術的効果が新たに実現すれば「生産」と認められやすい。その上で、本件発明の解決の利点として交換部品である測量カプセルと本体の相互作用を認定して、再生産にあたりと判示した<sup>51</sup>。もっ

とも、BGH が、手段と本質的要素の関連性および本質的要素を広く解し、①、②の基準を具体化していない点および事実への当てはめにおいて考慮されていない点が批判されている<sup>52</sup>。

(ii) 消耗品の交換の事例で、間接侵害を肯定する考え方の論拠は以下のように考えられる。そもそも、当該部材に関する特別の市場を創出したのは特許権者 X であり、Y は当該発明から生じる当該部材の市場への供給によって不当な利益を得るべきではない。このように解しても特許権成立前の Y の権利を害しない。さらに、わが国では、アメリカ法と異なり、契約により消尽を否定することが認められないため、原則として間接侵害が成立すると解する余地がある<sup>53</sup>。

また、大部分の部材が許容される修理のために A に購入されている場合、これら部材のうちどの部分が侵害目的で供給されているか (特許製品の再生、侵害物品の修理、私的実施または試験実施者により製造された製品の修理など)、つまり、当該製品の新たな製造のために供給されているかや無権限者に供給されているかは、現実には立証が困難である。したがって、Y に対する間接侵害を否定すると、特許権者 X の結合特許における権利を制限し、特許製品に関する全ての本質的部材の市場を自由にしてしまう。ひいては、Y への間接侵害が不成立とすると、侵害製品の修理のための供給も事実上間接侵害不成立となってしまう。

これに対して、間接侵害が原則として成立しないとする考え方が有力である。その論拠は、A による合法的な実施のための非特許部材について特許権者 X が不当に特許権を拡大することを防止し、かつ特許製品の購入者 (A) が修理する権利を保障すべきである。また、間接侵害を認めると、特許権者は特許製品の市場で一度資本を回収したのに加えて、部品の市場においても排他的な利益を得ることになる<sup>54</sup>。

今後は、わが国の裁判例が間接侵害規定の「発明による課題の解決に不可欠なもの」の要件について判示した「解決手段を基礎付ける技術的思想の中核を成す特徴的部分」においてどのような要素を考慮すべきか、その具体化が必要となろう。

### (3) 試験・研究

わが国では、従属説が通説であるが、欧州共同体特許条約 26 条 3 項は、独立説を採用している。電気・機械の場合の試験・研究は、Y が道具を供給し、A が主要な行為を行うことが想定される。しかし、化学物質等の場合には Y 自身が主要成分の物質を生産・提供したり、Y 自身が試験・研究に参加するなど主要な行為を行っているとして認定される場合も多いと思われる<sup>55</sup>。一般化すれば、試験・研究において、独立説を採用するのは Y が A を道具として用いるなど Y 自身が直接侵害行為を行なう場合を念頭においているからであろう。この局面においても、教唆・幫助行為と直接侵害行為の区別が重要となっている。

## 5. 国際的特許侵害

### (1) 直接侵害行為が国外で行なわれる場合

わが国の裁判例は、間接侵害行為の前提となる A による直接侵害行為自体が外国において行われた場合に Y に対して間接侵害行為が成立しないとしている<sup>56</sup>。

### (2) 間接侵害行為が国外で行われる場合

最判平成 14 年 9 月 26 日民集 56 卷 7 号 1551 頁 [FM 事件] は、米国特許権に基づいて、日本から米国に輸出する行為（間接侵害行為）に対する差止・損害賠償請求について以下のように判示した。まず、差止請求については、特許権の効力の問題として性質決定し、理に基づき当該特許権と もっとも密接な関係のある国である当該特許権の

登録国（アメリカ）の法律によるとした。次に、米国特許法 271 条 (b) 項によると、差止請求が認容される余地があるとする。もっとも、その結果はわが国特許法秩序の基本理念と相容れないため、法例 33 条により米国特許法の各規定を適用しない。

損害賠償請求については、不法行為と性質決定し、法例 11 条 1 項によるとした。この法例 11 条 1 項にいう原因発生地は、本件米国特許権の直接侵害行為が行われ、権利侵害という結果が生じた米国であり、米国の法律を準拠法とすべきであり、米国特許法 271 条 (b) 項により損害賠償責任が肯定される余地がある。もっとも、わが国の属地主義の原則により、特許権侵害を登録された国の領域外において積極的に誘導する行為を違法とできず、法例 11 条 2 項により、Y の行為について米国特許法を適用できないとした。

本判決の意義は、登録国以外の国における侵害行為については、たとえ当該登録国に向けての輸出行為であって、その効果が登録国に及ぶ場合でも侵害とならない結果となっている点である<sup>57</sup>。もっとも、この判旨の論理構成については、差止請求と損害賠償請求という救済の点で性質決定の際区別する理由がなく、両請求を法例 11 条ないし特許権の効力の問題と解すべきである。その上で、事案の密接関連性を探求すれば、日本法が準拠法となり、米国特許法の適用はないとすべきであった、との批判がなされている<sup>58</sup>。

### (3) 直接侵害行為の一部が外国で行われる場合

#### (i) 米国

Deepsouth Packing Co. v. Laitram Corp., 406 U.S. 518, 531 (1972)<sup>59</sup>は、米国特許法は米国内の行為にのみ及び、外国における行為には及ばないとした。

しかし、この米国最高裁判決の原則によると、抜け穴が生じるため、271 条 (f) および 271 条 (g)

は、この *Deepsouth* 判決の例外を規定した。すなわち、271 条 (f) は、構成要素の輸出による積極的な誘導および特別に改造された構成要素の輸出を侵害行為とし、その趣旨は米国外での製造の奨励の防止である。

しかし、271 条 (f) はコンピュータ・ネットワークの事例において計画や教唆のみが国内で行われた場合等には適用されにくい。というのは、2004 年の *Pellegrini* 判決は、構成要素が米国内で製造・流通しないが、国内で当該部品の供給を計画・教唆した事例で、271 条 (f) の適用を否定した<sup>60</sup>。2005 年の判決は、ソフトウェアとハードウェアを区別すべきでないとして、271 条 (f) の侵害を認めた<sup>61</sup>ものの、国内からソフトウェアをインターネットで送信し外国で製造すれば侵害とならない。

271 条 (g) は、方法の特許によって製造された「製品」を米国内へ輸入等する行為を侵害行為と規定した。しかし、*Bayer AG v. Housey Pharmaceuticals*, 340 F.3d 1367, 1377-78 (Fed. Cir. 2003)も、271 条 (g) は製品の輸入のみに適用され、データの輸入には適用されないとしている<sup>62</sup>。

もともと、裁判例は、271 条 (a) (直接侵害) については、侵害地 (locus of infringement) のアプローチの枠内で米国特許法の適用範囲を広げている<sup>63</sup>。たとえば、*NTP, Inc. v. Research in Motion, Ltd.*, 418 F.3d 1282 (Fed. Cir. 2005)<sup>64</sup>は、*Decca* 判決をひき、システム全体が実施される場所、すなわち、システムの制御がなされシステムの利益が得られる場所、と一般論を述べる。システムの大部分が米国に設置されていたが、中継施設がカナダにあった事例で、システム・装置の実施については米国特許権の侵害を認める一方で、方法の実施には全ての工程の実施を要求し、寄与侵害を否定した。

## (ii) イギリス

イギリスの裁判例では、コンピュータ・ネットワーク関連発明で、サーバーが外国であったとしても、イギリスの顧客から賭けがなされた場合、イギリスにおける侵害と評価されている<sup>65</sup>。

## (iii) 日本

わが国の前掲 [電着画像] 判決は、輸出されたシートの一部については、国内においては方法の特許の技術的範囲に属する行為を完結していないことになるから、当該方法の特許を国内実施したと評価できないとして、侵害を否定している。

これに対しては、文字盤を貼り付けるという最終工程は、特許発明の重要部分ではないため、外国へ輸出したからという理由で侵害を否定することに対して疑問を提示するむきもある。つまり、当該発明の重要部分が登録国で実施されている場合には、侵害を認める考え方である。但し、この考え方にたつたとしても、重要部分が複数国にまたがる場合、問題として残る<sup>66</sup>。

## (iv) 検討

法の抵触をできる限り少なくするため、特許法の域外適用を制限すべきとする考え方がありうる<sup>67</sup>。しかし、国際特許侵害については、事前に適切なクレームや、各国に特許出願して解決できる問題ではなく、いずれの国の特許権侵害にもならないおそれがある。たとえば、サーバーを外国に置けば簡単に特許権侵害を迂回できる。この点から、直接侵害行為の一部の行為が外国で行われた場合にも重要な行為が国内で行なわれている場合には、特許権侵害を認めるとする考え方が現実的であろう<sup>68</sup>。前者のように厳密に属地主義の考え方を貫徹すれば、法の抵触は生じにくい。しかし、現実には、後者のように、国境を越えて自国法を適用する傾向があり、そこで抵触法の問題が生じうる<sup>69</sup>。

## 6. 結語

平成 14 年のわが国特許法改正は、プログラム等を特許の保護対象とし、かつ寄与侵害規定を導入（101 条 2 号、4 号）した。101 条の「物の生産に用いる物」に、プログラム等の部品であるモジュールのほか、データ等の情報に近いものも含めたことにより、実質上、準備段階の行為、および、教唆・幫助行為までもが、間接侵害規定により差止められる可能性が生じた。

他方で、ネットワーク等において実施行為を共同で分担する行為態様に対しては、共同直接侵害を間接侵害との整合性を考慮しながら厳格に適用すべきである。また、寄与侵害規定とのバランスから、教唆規定の適用の際には、教唆の意図と教唆行為の重要性を相関的に考慮すべきである。特に、方法の承継、間接侵害、共同直接侵害、均等論は、いずれもクレームの範囲を拡大する機能を有し、クレームの物権的な保護と異なる不正競争法的な保護の性格を有する。そこで、要件をできる限り統一するほか、その効力範囲を制限する解釈論の可能性と問題点を提示した。

修理行為については、当該交換部品が発明の本質的要素か否か、及び、製品全体の耐久期間に比してどれくらいの頻度で交換されることが予定されているかを考慮すべきである。試験・研究において従属説か独立説かは、Y と A のいずれが主要行為を行っているかに留意すべきである。この局面でも、教唆行為と実施行為の区別が困難となっている。

直接侵害行為の一部が外国で行なわれている場合でも、重要な行為が国内で行なわれている場合には当該国の特許権侵害を肯定する傾向があり、抵触法の問題が生じうる。

## 注)

- 1 わが国特許法は「物」と規定している。欧州共同体特許条約 26 条 1 項の文言では means となっている。アメリカ特許法では、component と規定されている。
- 2 以下原則として、101 条 2 号の「その物の生産に用いる物」に統一する。
- 3 平嶋竜太「特許法における「発明」と「実施」の再構成—ネットワーク環境への適応を契機として—」現代企業法学の研究—筑波大学大学院企業法学専攻十周年記念論集—485 頁所収（2001 年・信山社）、513 頁参照。
- 4 兼子一ほか・特許法セミナー（2）（1970 年）863-865 頁。
- 5 Records of the Luxembourg Conference on the Community Patent 1975, at 44; C.I.P.A. Guide to the patents acts, 5th ed. (2001), para. 60.08.
- 6 その趣旨は、第一に、顧客 A が汎用品を利用するよう教唆し当該汎用品を特許発明と結びつけた者（Y）が、間接侵害訴訟の中で中性品としての性格を主張することは禁反言にあたり許されない。趣旨の第二は、特許発明とは独立の固有の市場を有し、当該特許発明と特別の関係にない中性品の供給を自由にすると同時に、さまざまな用途に関して市場で通常使われ売られている製品の自由な取引を保障する点にある。
- 7 2005 年 6 月の段階で、閣僚理事会が提出したコンピュータ関連発明の特許性に関するディレクティブに関する共通の立場（Common Position）を欧州議会が否決した。
- 8 Denkschrift zu Art 29 GpU Blatt für PMZ 1979, 332.
- 9 RGZ 124, 368; Fa. Schlosmann-Siemag AG v. Fa. Moeller & Neumann GmbH Walzwerkbau = Düsseldorf District Court Landgericht Düsseldorf v. 22.04.1980 – (“Workshop Drawings” (Konstruktionszeichnungen)), IIC 864 (1981)（設計図を国外へ送る行為は、国外での装置の製造に不可欠な場合でも、その後の工程に協力しない限り、準備行為にすぎず、「製造」にあたらぬ）。
- 10 BGH GRUR 1992, 305- Heliumeinspeisung（特許方法の実施のための装置の準備は、クレームに書けたはずであり、また、当該方法の利点が達成される段階に至っていないため、方法の実施にあたらぬ）。
- 11 BGH GRUR 1987, 626-Rundfunkübertragungssystem.
- 12 平嶋前掲注（3）498-499 頁。
- 13 Chisum, Patent, § 17.04 [4][a](Licensing), [d](Design).
- 14 知財高裁平成 17 年 9 月 30 日判時 1904 号 47 頁。
- 15 東京高判平成 16 年 2 月 27 日判時 1870 号 84 頁。
- 16 上山浩・新判例紹介・NBL 820 号 7 頁、8 頁。
- 17 「産業構造審議会知的財産政策部会法制小委員会報告書」（平成 13 年 12 月）32-33 頁。教唆行為への間接侵害規定の適用を否定したものとして、東京地判平成 16 年 8 月 17 日判時 1873 号 153 頁 [切削オーバーレイ]。
- 18 Pamela Samuelson. Legally Speaking: Did MGM Really Win The Grokster Case?, 48 Comm. ACM (forthcoming).
- 19 MGM Studios Inc. v. Grokster, Ltd., 125 S. Ct. 2764, 2769, 2780-81 (2005).
- 20 Warner-Lambert Co. v. Apotex Corp., 316 F.3d 1348, 1364-1365

- (Fed.Cir.2003) (大部分が合法的な用途の後発品の申請者に対する教唆規定の適用には、特定の意図と教唆行為が必要) . Mark A. Lemley, *Inducing patent infringement*, 39 U.C.Davis L.Rev. 225 (2005).
- 21 Chisum, *Patent*, 17.02 [4], [5], 17.05 ; Misuse を広く認めたものとして, *Carbice Corp.of Am. v. Am.Patent Development Corp.*, 283 U.S.27 (非特許部分のドライアイスの供給を支配することは特許権者の独占権の範囲を超える)。
- 22 松本重敏「特許発明の保護範囲—その理論と実際—」(新版・有斐閣・2000年) 234, 251頁。中山信弘・工業所有権法(上)(第2版・弘文堂・2000年) 405・406頁。
- 23 ドイツ特許法4条。但し、わが国特許法の解釈としては、直接生産物に限定されない(吉藤幸朔・熊谷健一・特許法概説〔第13版〕438頁以下)。
- 24 玉井克哉「日本国内における特許権の消尽」新・裁判実務大系・知的財産関係訴訟法(2001年) 248頁。
- 25 Peter Mes, *Die mittelbare Patentverletzung*, GRUR 1998, 281(282)。但し, Kraßer, *Patentrecht*, 5 Aufl., S.835 は, 手段が発明に適合することが必要とする。当業者からみて発明思想の実施に重要な意味を有しない場合には, 当該手段は非本質的である (Schulte, *PatG*, 7. Aufl., § 10 Rdn.16.)。
- 26 東京地判平成16年4月23日判時1892号89頁〔クリップ〕(否定)。知財高裁平成17年9月30日判時1904号47頁(肯定)。パソコンにおけるアイコン等の構成は, プログラムをインストールにより初めて実現されるため課題の解決に不可欠なものにあたる)。
- 27 特許庁総務部総務課制度改正審議室編「平成14年改正産業財産権法の解説」(2002年・発明協会) 27頁。
- 28 OLG Düsseldorf, GRUR 1961, 627-Meatllsprizcerfahren; BGH v. 20.4.1964=GRUR 496, 497 -Formsand II.
- 29 梶野篤志「複数主体が特許発明を実施する場合の規律—いわゆる共同直接侵害について—」*パテント* 56巻5号(2003年) 6頁。
- 30 田村善之「特許権侵害における差止め」判タ 1062号 64, 69頁参照。吉田広志「多機能型間接侵害についての問題提起」*知的財産法政策学* 8号(2005) 147頁。
- 31 用途発明の場合と同様に, 効能や用法を特定したり, 効能書きや包装に用途の記載を禁止することが考えられる(田村前掲注(30) 71-72頁)。判決主文は「教唆して汎用品を製造・販売してはならない」または「教唆してはならない」が考えられる。
- 32 尾崎英男「コンピュータプログラムと特許侵害訴訟の諸問題」*清水利亮=設楽隆一編・現代裁判法大系* 26 知的財産権(新日本法規・1999年) 224頁。
- 33 財団法人ソフトウェア情報センター・三木茂編著「ビジネス方法特許と権利行使—仮想事例による日米欧の理論と実際」(日本評論社・2000年) 218, 219頁〔水谷直樹執筆〕。相山敬士・ソフトウェアの著作権・特許権(日本評論社・1999年) 152頁。
- 34 前掲書注(33) 125頁〔小泉直樹発言〕参照。Lemley, *supra* note 20, at 244.
- 35 均等論の議論において, クレームの外側の部分を判断する際に被告の悪性など主観的要件を考慮できるかという問題と同根と考えられる。中山・前掲書注(22) 405-408頁。
- 36 竹田稔・角田芳松・牛久健司編・*ビジネス方法特許・その特許性と権利行使*(2004年・青林書院) 380, 381, 383頁〔田中成志執筆〕。
- 37 *Pennwalt Corp. v. Durand-Wayland, Inc.*, 833 F.2d 931, 949 (Fed. Cir. 1987).
- 38 Mark A. Lemley, et al, *Divided infringement claims*, 33 AIPLA Q. J. 255 (2005), 258-263; *Joy Technologies, Inc. v. Flakt, Inc.*, 6 F.3d 770, 774 (Fed. Cir. 1993) (方法の一工程で実施される機器の供給を直接侵害とすると, 寄与侵害に関する271条(c)が無意味となる)。
- 39 業界標準と合致する並列ネットワーク構造を促進する技術を含む製品の提供が, ノード間の通信方法に関する特許権の寄与侵害に該当しないとされた。
- 40 *Sony Corp. v. Universal City Studios*, 104 S. Ct. 774, reh'g denied, 465 U.S. 1112 (1984) (タイムシフティングが当該著作物の市場ないし価値に少なからぬ害悪を与える可能性を立証できていない。ホームビデオレコーダーは実質的に非侵害用途に用いられるため, タイム・シフティング目的の録画はフェア・ユースにあたる)。
- 41 大阪地判昭和36年5月4日下民集12巻5号937頁(材料または中間物質を供給し, その使用による特許方法の実施を勧告した教唆者・幫助者に対する特許権侵害に基づく差止請求を否定)。
- 42 東京地判平成13年9月20日判時1764号112頁。
- 43 松尾和子・判例評論521号27頁。
- 44 井関涼子・特許研究33号46頁(2002年), 松尾和子・判例時報1782号197頁。
- 45 *Crowell v. Baker Oil Tools, Inc.*, 143 F.2d 1003 (9th Cir. 1944) (他人に製造を委託した場合); *Mobil Oil Corp. v. W.R.Grace & Co.*, 367 F. Supp.207, 253 (D.Conn.1973) (Yが顧客が特許発明の工程の一部を実施することを認識している場合)。
- 46 Mark A. Lemley, *supra* note 38, at 272-274.
- 47 梶野・前掲注(29) 4-5頁。
- 48 拙稿・「複数主体による侵害形態に関する特許法上の規整の意義と機能」*知財研フォーラム* 55号5頁。
- 49 玉井・前掲注(24), 同「アメリカ特許法における権利消尽の法理(1)(2)」*パテント* 54巻10号, 54巻11号参照。
- 50 測定カプセルを含む羽根車流量計の特許発明に関して, 消耗品の測定カプセルを提供する行為が寄与侵害にあたると判示した。
- 51 GRUR 2004, 762f.
- 52 Niels Hölder, *Mittelbare Patentverletzung und Erschöpfung bei Austausch-und Verschleißteilen*, GRUR 2005, 20.
- 53 大阪地判平成元年4月24日無体裁集21巻1号279頁〔製作機ハンマー事件〕(必要な打撃板は予測が容易でなく, 一括購入することは事実上困難であるため, 実用新案権者Xの独占的利益を確保する方法として, 当面必要な打撃板を販売し, その後購入者Aの注文に応じて予備の打撃板を販売することが許されてよい)。
- 54 なお, 特許製品全体の加工の事例であるが, 知財高裁平成

- 18年1月31日[キャノン控訴審]は、原審(東京地判平成16年12月8日判時1889号110頁)の「修理」か「生産」かというアプローチを否定した。その上で、「特許法が保護しようとする発明の実質的価値は、従来技術では達成し得なかった技術的課題の解決を実現するための、従来技術にはみられない特有の技術的思想に基づく解決手段を、具体的構成をもって公開した点にあるから、特許請求の範囲に記載された構成のうち、当該特許発明特有の解決手段を基礎付ける技術的思想の中核を成す特徴的部分をもって、特許発明における本質的部分と理解すべき」とし、「インクタンク本体の内部を洗浄して固着したインクを洗い流した上、これに構成要件Kを充足する一定量のインクを再充填する行為は、特許発明を基準として、特許発明特有の解決手段を基礎付ける技術的思想の中核を成す特徴的部分という観点からみた場合には、控訴人製品において本件発明の本質的部分を構成する部材の一部である圧接部の界面の機能を回復させるとともに、上記の量のインクを再び備えさせるものであり、構成要件H及びKの再充足による空気の移動を妨げる障壁の形成という本件発明1の目的(開封時のインク漏れの防止)達成の手段に不可欠の行為として、特許製品中の特許発明の本質的部分を構成する部材の一部についての加工又は交換にほかならない」と判示している。
- 55 BGH v.21.2.1989=GRUR 1990, 997-Ethofumesate (除草剤を輸入したYが、A (Plant protection office) にデータとともに提供し、A の行う Field test に参加した事例)。拙稿・前掲注(48)知財研フォーラム55巻2頁, 6頁参照。
- 56 大阪地判平成12年10月24日判タ1081号241頁[製パン器]。大阪地判平成12年12月21日判タ1104号270頁[ポリオレフィン用透明剤事件]。
- 57 但し、石黒一憲「国境を越える知的財産」(信山社・2005年)155頁では、事案をあくまで日本国内での被告の行為の差止を対象としているととらえている。
- 58 特許判例百選214-215頁[石黒一憲]。元永和彦「特許権の国際的な保護についての一考察」筑波大学大学院企業法学専攻十周年記念論集・現代企業法学の研究(2001年)580-584頁。
- 59 エビの殻むき装置の特許発明に対して、その全構成要素を製造し、別個に外国の顧客へ送付し、米国外で組み立てることによって「製造」がなされていた事例。
- 60 Pellegrini v. Analog Devices, Inc., 375 F.3d 1113, 1117-18 (Fed. Cir. 2004).
- 61 Eolas Techs., Inc. v. Microsoft Corp., 399 F.3d 1325 (Fed. Cir. 2005) (ソフトのコードを含むマスターディスクは、当該プログラム発明の構成要素の中核にあたり、これを海外に送る行為は、海外で複製して製品化・販売することにより、271条(f)の侵害行為にあたる)
- 62 平嶋竜太「スクリーニング方法特許の効力範囲」特許研究36号12頁(2003年)参照。
- 63 Decca Ltd. v. United States., 544 F.2d 1070, 1083 (Ct. Cl. 1976) (被告米国政府の航法システムは全世界に存在する船・飛行機を対象とするが、米国内でシステム全体が監視・制御され、システム全体が一体として、米国に所在しているとして米国法を適用した); Hughes Aircraft Co. v. United States, 29 Fed. Cl. 197, 226, 235-40, (Fed. Cl. 1993) (米国から飛び立って宇宙で稼動する宇宙船に米国特許法が及ぶ)。
- 64 既存のメールシステムをラジオ無線に統合することによりモバイルユーザーが無線で電子メールを受け取ることを可能にする、システムないし方法の特許。
- 65 Menashe Bus. Mercantile Ltd. v. William Hill Org. Ltd., [2003] R.P.C. 31 (インターネットでのカジノゲームに関する特許発明について、顧客のPCを当該ゲームの端末にするソフトをイギリスで提供した行為につき、被告のホストコンピュータがイギリス国外の場合でも、寄与侵害を肯定)。
- 66 竹田他編・前掲書注(36)508頁以下[松本直樹執筆]。
- 67 松本直樹「クロス・ボーダー・インジャクションについて」清水利亮・設楽隆一編・現代裁判法大系26巻(1999)46, 59頁以下。
- 68 Mark A. Lemley, *supra* note 38, at 283.
- 69 元永・前掲注(58)573-575頁。